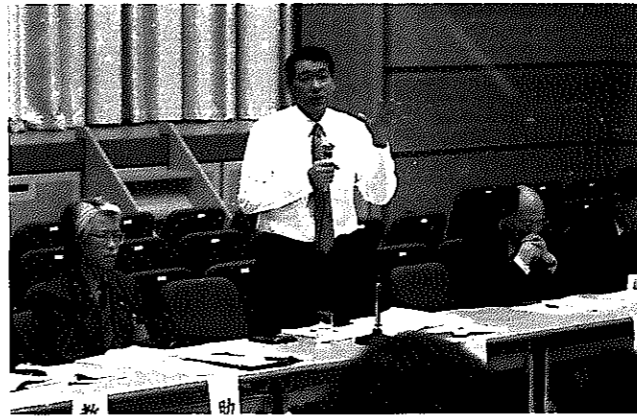


# みんなで考える市町村合併 任意合併協議会の協議状況を市民に説明



先月（4月7日から18日まで）、市内10会場で2回目の「市町村合併問題市民説明会」を開催しました。説明会では、市町村合併の背景やメリット・デメリットの説明のほか、これまでの取り組みや新潟地域合併問題協議会の協議経過、各種行政制度の比較、今後の協議予定などについて吉沢市長が説明しました。その内容を要約してお知らせします。

## 第5回新潟地域合併問題協議会までの確認内容

現在、十二市町村で任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」（以下協議会）を組織して協議を行っています。

第五回協議会までの合併協議では、第二回協議会で決議された「政令指定都市の実現を目指す決議」を基本として議論が進められています。また、この決議は新市のあり方や方向性を、参加十二市町村共通の理解として確認しています。

具体的には、新潟地域合併問題協議会だより創刊号（以下協議会だより）広報しるね四月一日号に折り込み配布）の一ページに掲載してある決議文の中に「それぞれの地域で育んできた伝統や、個性ある地域文化を尊重し地域コミュニティを進展させる」「全国有数の農業基盤を生かして、田園型政令指定都市の実現を図る」という文面、そして「分権社会の創出に向け、自主的・自立的な都市の実現を目指す」という文面でご理解いただけたと思います。

協議会だより二ページには、十二市町村の現状ということで、人口・世帯数・面積が記述されています。

合併特例の支援プランでは「政令指定都市の人口要件が、七十万程度に緩和される」と言われています。十二市町村で人口約七十

七万人であることから、この地域は十分政令指定都市になれる可能性があると思っています。

合併の方式については「新潟市への編入」ということで確認され、「合併の期日」は合併特例を受けることができ「平成十七年三月末までを、目途として行う」という合意がされています。

「財産の取扱い」では、新潟市を除く十一市町村の財産および公的施設は、全て新潟市に引き継ぎ

## 地域審議会の設置は

「地域審議会の取扱い」は、新潟市を除く十一市町村すべてに設置することで合意されました。合併によって、それぞれの市町村の協議会が無くなり、市民の皆さまの声が行政に届きにくくなるというご心配の声がありますが、この地域審議会を設置し重要な案件について、市民の代表の方々から審議していただけるシステムができましたので、ご心配の部分はかなり解消できると思います。

「公的団体等の取扱い」は、「一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める」として合意されました。

ます。もちろん負の財産（借金等）も引き継ぎます。「合併前に、前倒しをしてでも各種事業に着手すべき」との話もありますが、計画どおり誠実な行政運営を行うことが必要と考えています。

「議会の議員の任期および定数の取扱い」は、今回は編入合併方式であり、新潟市を除く編入される市町村の議員は失職となります。しかし特例措置の「定数特例」を採用することで合意していますので、白根市から選出される議員数は四人になります。新市全体では七十七人です。

「各種団体への補助金・交付金の取扱い」は、「関係市町村で同一・同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の協力を得て統一の方向で調整する」ことが合意されました。

「町字名の取扱い」については、「新潟市以外の十一市町村の意向を尊重する。ただし町名の重複等が生じないよう調整する」として合意されました。

また皆さまにとって一番関心のある各種事務事業調整につきましては、調整の三原則（協議会だより三ページ参照）に従って「住民生活に密接にかかわる、事務事業二百二十七項目」を選び、第五回

協議会までに百七十六項目の調整が確認されています。

全体としては「適用あるいは統一する事務事業が百四十一項目」、「独自で十項目」、「経過で二十五項目」となっています。なお「未協議の五十一項目」についても、今後協議の中で調整されます。

白根市だけを見た場合「適用で六十八項目」、「経過で八十二項目」、「経過で十六項目」、「独自で五項目」、「なしで四項目」、「廃止で一項目」となっています。かなりの部分で、サービスが今以上に向上することが期待されます。加えて「独自」も残してあります。

「新潟地域合併建設計画の総論」（協議会だより四ページ参照）では、「期間」は平成十七年度から十カ年とし、長期的展望に立つてつくり上げていくことになっています。概要については、新市の特徴として、人口が全国十五番目に大きな都市になることや、農業を生産額と水田面積では、ともに日本一となることを記載しました。

これらにより人口集積、高次都市機能の集積など「大都市性」と、豊かな自然環境に恵まれ、広大な農地が連なる「田園都市性」が調和・共存した新たな政令指定都市、「田園型政令指定都市新潟」の姿が見えてくると思います。

「まちづくりの基本方針」では、合併後早期に政令指定都市への移行を実現させ、住民福祉の向上を

## 白根地域の将来は

各地域の役割では、新市における各地域の担う役割を記載しました。「白根市・味方村・月湯村・中之口村地域の役割」は、日本全国を見据えた「総合食料基地」としての役割があり、体験農場や市民農園、そして農産物直売所、農業研修所などの多様な機能を持つ大規模公園、いわゆる「アグリパーク」の整備を図り、雇用の創出はもちろんのこと、ものを創り出す喜びと人々の交流を図り、終局的には地域ブランドの確立と併せ「農」における国際交流拠点としての役割を目指します。

また地域内や都心部への定時制を確保した、新たな交通システムを含む「公共交通機関の構築」を目指します。

さらに、都心に隣接する「都市近郊住宅地域」としての役割や、高速道路等の交通ネットワークを生かした「内陸型工業地域や流通団地」としての役割と併せ、伝統的地場産業の振興も図ります。

加えて、地域内にある観光資源を生かし、新市における「観光・レジャー機能の一翼」を担うとともに、既存施設の連携・充実を図

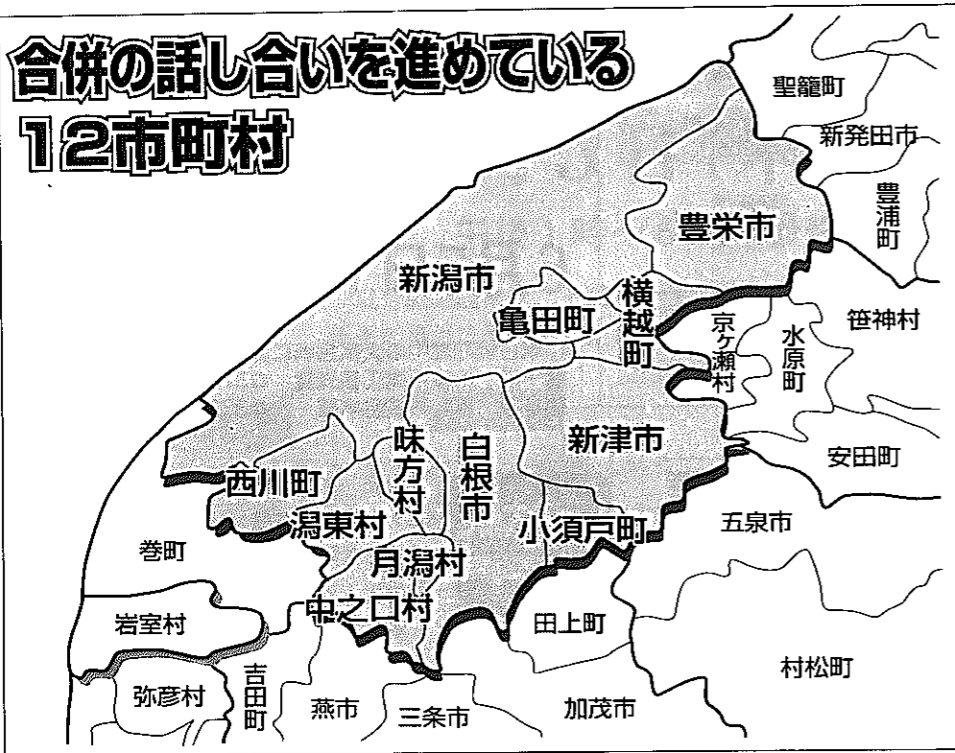
を記述しました。また五つの施策の方向を掲げ、基本理念の実現を目指してまいります。

り、新市における「文化・スポーツ機能の一翼」を担います。

これらの役割を果たしていくため、新市全体として取り組む事業、それぞれの地域が取り組む事業など、具体的な事業はこれから協議会において議論され、書き込まれていくこととなります。今後は任意合併協議会の終了のころを見計らい、再度の市民説明会の開催や、合併の是非を含めて「アンケート調査」を実施し、市議会とも相談しながら方向性を見いだしていきたいと考えています。

今はまだ百パーセントの内容で、市民の皆さまにお話ししたり情報を提供できる段階に至っていませんが、現在提供できる情報すべてについて説明しました。市では、これらの情報を広報しるねやホームページ等を活用し、できるだけ早くお伝えするよう努力しますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

※説明会で使用した資料を、ご希望の人に差し上げます。詳しくは企画財政課広域行政係まで ☎321



◀岩室村については、今後、新潟地域合併問題協議会への参加が予定されています